

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月 30日

松江市長 上定 昭仁 殿



提出者

住 所 島根県松江市竹矢町 1444

氏 名 島根県宍道湖流域下水道事務所

所長 田中 誠二

電話番号 0852-37-0216



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宍道湖流域下水道事務所 東部浄化センター
事業場の所在地	島根県松江市竹矢町 1444
計画期間	令和3年度～令和7年度

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	下水道終末処理場
② 事業の規模	産業廃棄物発生量 126,951t (令和2年度実績)
③ 従業員数	51人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	126, 951 t	t
	(これまでに実施した取組) 高分子凝集剤の最適な選択により汚泥の高濃度化を図り、排出量低減に努めた。		
② 計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	127, 934 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持し排出量低減に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 最終的に産業廃棄物として排出される脱水ケーキと汚泥処理過程で発生するしさ等を分別し適切に処分を行っている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持し適切に処分を行う予定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①・現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	126, 645 t	t
(これまでに実施した取組) 高分子凝集剤の最適な選択により脱水ケーキの含水比低減化を図り、 廃棄物量低減に努めた。			
② 計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	127, 622 t	t
(今後実施する予定の取組) 現状を維持し廃棄物量の低減に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】				
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t			
	(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】（令和7年度）					
	産業廃棄物の種類	汚泥				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t			
(今後実施する予定の取組)						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥		
	全処理委託量	9, 133 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	2, 544 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	8, 827 t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t	
(これまでに実施した取組) 脱水ケーキをセメント原料、肥料原料及び炭化製品化として再生利用業者へ処理委託をしている。				

(第5面)

② 計画	【目標】(令和7年度)		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	9, 163 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	8, 855 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 現状を維持し廃棄物の再生利用に努める。			
※事務処理欄			

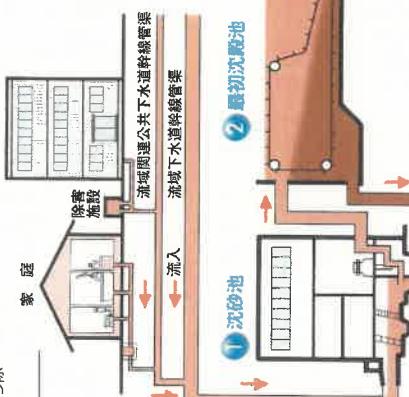
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

宍道湖東部浄化センターのしくみ

① 沈砂池

各家庭・事業所などから下水管を運んで流れてきた下水をゆるかに流して、ゴミや土砂類を沈め、かき揚げ機で取り除きます。



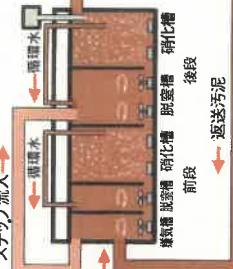
② 最初沈殿池

下水がこの池をさわめてゆっくり流れ間に浮いている小さなゴミを取り除き、底に沈んだ汚泥（生活泥）は、かき寄せ機で底に集め、汚泥処理施設へ送ります。上澄みは生物反応槽へ送ります。

水処理工程

③ 生物反応槽

下水をきれいにする微生物を多量に含んだ活性汚泥（返送汚泥）を吹き込みかき上げると、微生物の働きによって下水中の有機物は分解されますとともに、川や湖などの水質悪化の原因となる窒素やリンも取り除かれます。浮遊生物は川類以上の微生物です。その微生物の排泄物などは丸い石などについているヌクと同じ種類であり、私たちの身近に生息しています。役割を終えた微生物や微細生物は丸い石などを、汚泥として取り除いて処理します。



④ 最終沈殿池

処理水をさらに砂の層に通すことでよって、最終沈殿池で除去できなかつた小さなゴミを取り除きます。その後、消毒し意宇川に放流します。



⑤ 生物反応槽

処理水をさらに砂の層に通すことでよって、最終沈殿池で除去できなかつた小さなゴミを取り除きます。その後、消毒し意宇川に放流します。

⑥ 砂ろ過池(上向流)

処理水をさらに砂の層に通すことでよって、最終沈殿池で除去できなかつた小さなゴミを取り除きます。その後、消毒し意宇川に放流します。

⑦ 機械濃縮機

最終沈殿池から引き抜いた余剰汚泥をヘッドでろ過し、水分を取り除いて濃縮し、汚泥槽へ送ります。

⑧ 汚泥消化槽

濃縮した汚泥を嫌気性消化槽へ送ります。発生したメタンガスは、場内で燃料等に利用します。

⑨ 汚泥脱水機

消化汚泥には、まだたくさんのが含まれているので、汚泥脱水機で脱水し、水分の少ない土のような状態（脱水ケーキ）にします。

⑩ 造瓦脱りん装置

汚泥脱水時の脱水返流水に含まれるリンをリン酸マグネシウムアモニコウム(MAP)の結晶として回収します。回収したMAPは、肥料の原料として販売しています。

⑪ 万能槽

最初沈殿池から引き抜いた汚泥を貯めて、さらにお泥成分を沈殿させます。発生したメタンガスは、場内で燃料等に利用します。

⑫ 機械濃縮機

⑬ 汚泥消化槽

⑭ 造瓦脱りん装置

消化汚泥には、まだたくさんのが含まれているので、汚泥脱水機で脱水し、水分の少ない土のような状態（脱水ケーキ）にします。

⑮ 分離機

⑯ 製者へ売却

別紙2

管理体制図

